

平成29年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人 賛幸会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成29年12月1日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部高齢社会課 事業者管理係 現担当課：鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>経理規程について、貴法人は、会計省令に基づく適正な会計処理のために必要な事項の規定内容（社会福祉充実計画に関する事項）が欠落している。ついては、社会福祉法人のモデル経理規定に準拠した内容に改め、定めるべき規定を追加すること。（留意事項1の(4)）</p> <p>なお、経理規程に合せた細則等、貴法人の諸規程も条文整理すること。（貴法人定款第41条）</p>	平成30年3月、経理規程を改定した。
2	<p>小口現金の限度額は、サービス区分ごとに10万円となっているが、特養小口現金出納帳（平成29年4月26日・平成29年6月30日）が限度額を超えているものが見受けられる。ついては、貴法人経理規程第27条により限度額10万円以内とし、出納帳の支出を適正に行われること。（貴法人経理規程第27条）</p>	平成29年12月より、経理規程第27条に基づき、会計責任者による小口現金の限度額管理を行い、出納者とダブルチェックを実施している。
3	<p>法人本部に係る経費については、理事会、評議員会の運営に係る経費、法人役員の報酬等その他の経理区分に属さないものであって、法人本部の帰属とすることが妥当な経費でなければならないが、本部会計に係わらない資金が入金されたまま残額が過大となっており、各施設で支出すべき内容が法人本部会計で集約されて支払われている。ついては、施設会計と法人本部の運営に要する経費</p>	ご指摘に基づき、法人本部の適正な経費となるよう処理を行う。

	を整理すること。(運営費課長通知 老高発 0328 第 1 号 (問 11)、留意事項の 6)	
4	貴法人経理規程第 52 条第 4 項減価償却について、減価償却資産の耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号) によるものとなっているが、固定資産台帳のセレナ (H29.3.31 購入) 耐用年数 5 年やハイエース (H29.3.31 購入) 耐用年数 5 年の記載が誤っている。ついては、各資産の耐用年数については、留意事項別添 2 の減価償却資産の耐用年数等に関する省令により、自動車の法定耐用年数は 6 年となっているので、修正されたい。(留意事項 17、貴法人経理規程第 52 条第 4 項)	平成 29 年 12 月、ご指摘に基づき適正な耐用年数にて処理を行い、計上した。
5	貴法人経理規程第 24 条寄附金品の受入手続について、寄附金品を受け入れた場合には、会計責任者は、寄附者が作成した寄附申込書に基づき、寄附者、寄附金額及び寄附の目的を明らかにして、理事長又は理事長から権限移譲を受けた者の承認を受けることとなっているが、理事長又は理事長から権限移譲を受けた者の承認がなされていなかった。ついては、経理規程に則って適正に行うこと。(貴法人経理規程第 24 条)	経理規程第 24 条に基づき、寄附金品を受け入れた場合は、理事長が承認を行う。